

## 令和2年4月臨時市議会提出議案

令和2年4月28日 市長提案

報告第1号	専決処分について（三木市税条例等の一部を改正する条例の制定について）
・地方税法の改正に伴い、市民税について、給与所得者又は公的年金等受給者が提出する扶養親族申告書において、単身児童扶養者に該当する旨の記載を不要とする。 また、固定資産税について、調査を尽くしてもなお、所有者が明らかとならない場合には、あらかじめ使用者に通知した上で、その使用者を所有者とみなして固定資産税を課することができるとした。一方、不動産登記簿上の所有者が死亡した場合は、賦課徴収に関し必要な事項を申告しなければならないこととし、その他、改元に伴う元号の整理等を行うため、所定の規定を改める。	
報告第2号	専決処分について（三木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）
・地方税法等の改正に伴い、引用している規定の整理や、改元に伴う元号の整理等を行うため、所定の規定を改める。	
報告第3号	専決処分について（三木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
・地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の基礎課税分及び介護納付金分に係る課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、対象となる世帯の軽減判定所得の額を引き上げるため、所定の規定を改める。	
報告第4号	専決処分について（三木市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について）
・介護保険法施行令の改正に伴い、介護保険料を第1号被保険者の所得段階に応じて、軽減するため、所定の規定を改める。	
報告第5号	専決処分について（三木市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について）
・非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、非常勤消防団員の階級と勤務年数に応じて補償基礎額を引き上げるため、所定の規定を改める。	
第25号議案	三木市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
・新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、被用者である国民健康保険の被保険者が感染した場合又は感染が疑われる場合に、傷病手当金を支給することにより、就労を休止しやすい環境を整備する必要があるため、所定の規定を改める。	
第26号議案	三木市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
・兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、被用者である後期高齢者医療保険の被保険者に対する傷病手当金の支給に関する規定が追加されることに伴い、市の担当窓口	

において、傷病手当金支給申請書の受付ができるよう規定を整備するため、所定の規定を改める。

**第 27 号 議案 令和 2 年度三木市一般会計補正予算（第 1 号）**

新型コロナウイルス感染症の拡大が市内に甚大な影響を及ぼしていることから、国や県の緊急経済対策を踏まえ、市内の事業者や市民の暮らしを守るため、緊急に支援を行うための経費として、補正を行う。

予算の総額に歳入歳出それぞれ 8 億 1 億 2, 135 万 8 千円を追加し、4 億 1 億 3 億 5, 135 万 8 千円とする。

（主な内容）

**【歳出】**

- ・国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として実施する 1 人当たり 10 万円の特別定額給付金を支給するための経費を追加。〔78 億 1,996 万 8 千円〕
- ・市内のデイサービスセンター等の社会福祉施設において、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる方が発生した場合に備え、施設内の感染拡大を防止するために行う消毒や洗浄等の費用に対する補助金を追加。〔100 万円〕
- ・子育て世帯を支援するため、児童手当を受給する世帯に対象児童 1 人につき 1 万円の臨時特別給付金を支給するための費用を追加。〔9,509 万 5 千円〕
- ・市内の中小企業や小規模事業者の事業継続を支援するため、新型コロナウイルス感染症対策として規定されている融資を受けた方に、給付金を支給するための費用を追加。〔1 億 5,029 万 5 千円〕
- ・兵庫県からの休業要請や営業時間短縮などの協力依頼に応じて売り上げが減少した市内の事業者等に対し、県と協調して経営継続支援金を支給するため、県への委託料を追加。〔5,000 万円〕
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う臨時休校終了後の学校再開に備え、各小・中・特別支援学校において布製マスクや消毒薬、体温計等を購入するための経費を追加。〔500 万円〕

**【歳入】**

- ・国庫支出金、県支出金の増額をもって収支の均衡を図る。

**第 28 号 議案 令和 2 年度三木市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）**

予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 億 3 億 6 万円を追加し、9 億 4 億 2, 536 万円とする。  
（主な内容）

**【歳出】**

- ・給与収入のある方が、新型コロナウイルス感染症に感染又は感染の疑いにより勤務ができず、その間の給与の支給が無くなった場合に傷病手当金を支給するための費用を追加。〔336 万円〕

**【歳入】**

- ・県支出金の増額をもって収支の均衡を図る。